

「学生生活に関する規程(案)」についての見解

広大フォーラム掲載のお願い

貴委員会発行の「広大フォーラム」二十六期三号、四号、六号に学生委員会発言の記事が掲載されました。六号の記事では、私たちが以前学生委員会に送った見解要求について紹介されておりましたが、あの文章は学生委員会に対して書いたものなので、広島大学の構成員に紹介するには、いささか舌足らずかと存じます。

「学生生活に関する規程(案)」についての私たちの見解ならびに六号で明らかにされた「全学説明会」拒否に対する私たちの対応について、広島大学の構成員に紹介したいと存じますので、「広大フォーラム」に掲載していただきたくお願い申し上げます。

広島大学が真に「開かれた大学」、「民主的なルールに則っている大学であるからには、一方の意見だけでなく、異なる意見についてもぜひページを割いていただきたいと思います。

広島大学西条五者会議
広島大学音楽協議会
広島大学体育会
広島大学文化サークル連合

広島大学文化サークル団体連合
第四十四回広島大学大学祭実行委員会
広報委員会委員長殿

一九九五年二月二十四日

一はじめに

はじめまして、広島大学西条五者会議および第四十四回広島大学大学祭実行委員会です。

西条五者会議は、体育会、音楽協議会、文化サークル連合、文化サークル団体連合からなるサークル団体の調整機関です。大学祭実行委員会は、広島大学大学祭を成功させるために集まつた団体です。

二「学生生活に関する規程(案)」についての今までの経緯

昔、広島大学に「学生準則」（一九五九年制定）というものがありました。

これは、規則に反した場合、「団体の解散を命じることができる」という条文があるなど、結社の自由を侵害する、非常に強権的な性格のものでした。それが、大学紛争（一九

六九年頃）の時、教養部学友会（自治会にあたるもの）の八項目要求により停止されました。それに対して大学当局は、「広島大学学生準則の停止に伴う学生団体、集会・行事、掲示・放送等に関する暫定措置」（一九六九年、各学部学生便覧に掲載されている）を制定しました。

その際、英語の二クラスの賛成のみで学生の全面的支持を得たものとして制定した、と言われています。

それから二十四年後の一九九三年十二月の或る日、体育会、音楽協議会、文化サークル連合、文化サークル団体連合、II部サークル連合の各団体代表あてに、課外活動第二専門委員会委員長名で「暫定措置」の正式規定化を行うとの通達がありました。

そして十二月十七日、五団体への提示の集まりがありました。この時「学生生活に関する規程(案)（仮称）」（旧案）が提示されました。内容については、「広大フォーラム」二十六期四号（No.315、十五十三頁）を参照してください。

当日、臨時五者会議（体育会、音楽協議会、文サ連、文団連）が開かれ、「規程(案)」の内容がサークルに関わるものだけではなく、全学生に関わるものであること（一九四四年度学生委員会検討の規程(案)新案と制定の主旨について説明されています）。

新案の条目は、次のとおりです。

第一条 趣旨

第二条 学生証

第三条 住所

第四条 健康診断

第五条 学生団体の届出

第六条 学生又は学生団体の施設利用

第七条 掲示及び立看板等

が一致しました。

この臨時五者会議の結論に基づき、五者会議の見解が大学側に提出されました。

それから半年後の一九九四年九月二十日号の「広大フォーラム」二十六期三号（No.314、十八～二十頁）に、学生委員会名で「広島大

学生生活に関する規程(案)制定に関する諸問題」という記事が掲載されました。内容は、「規程は必要、譲歩が大事」というものでした。

定するに先立つて、学生委員会は、本誌においてその主旨と内容を実際の規程案を示しながら、全学の構成員に説明してきました（広大フォーラム26期3号～9月20日～同4号～11月1日～同6号～2月1日）。

これらに対して、学生のサークル団体を代表する五者会議から、フォーラム掲載希望の文章が広報委員会宛に提出されました。

そこで、学生委員会としても、民主的ルールに則って、彼らの文章をそのまま本誌に掲載していただくよう広報委員会にお願いしましたところ、五者会議の要望どおり今回の号に全文が掲載されました。それで責任が持てないと判断しました。そして、全学生に「規程(案)」の説明をする「全学説明会」の開催を大学に求めることで意見

第八条 放送等

第九条 準用

附則

五者会議では、旧案と大筋では変わらない内容であると判断しました。そこで、「規程(案)」の制定方法については意見を出ますが、条文内容については意見を出さないこと、広大フォーラムによる公開、意見聴取のみでは不十分であり、「全学説明会」の開催をあくまで求めることを確認し、文書を提出しました。「広大フォーラム」二十六期六号二二二として掲載された。

その方針をとった理由は、条文内容について意見・異論がないのではないが、五者が条文内容意見を出すことで、それが「規程(案)」への改正意見として受け取られ、一般学生の頭越しに学生委員会と五者会議との間に「妥協」が成立して「制定」されるのを避けるためでした。あくまで五者会議は、サークル・クラブに対してしか責任が負えないのであり、学生全体まで関わる規程を決めることはできないからです。そこで、「全学説明会」を執拗ともとれるほどに求めました。

その後、「規程(案)」の条文内容は、フォーラムのみでなく各学部の掲示等でも公開されました。五者会議は、周知方法、意見聴取手段として不十分であるとし、「全学説明会」を再々度要求。開かれない場合は、相応の対応をとることを学生委員会に通知しました。「広大フォーラム」二十六期六号二二三として掲載されました。

一九九五年二月一日号の「広大フォーラム」二十六期六号の「広島大学学生生活に関する規程(案)の制定について」という記事で、五者会議が要求していた「全学説明会」の開催が拒否されました。また、「制定主体―大学、

規制対象・学生」の構図が正式に明らかになりました。

学生委員会は、「規程(案)」について「各論(条文内容)に対し問題がない(出なかつた)ことで、「全学的な同意がとれた」とみなし、評議会での制定を図っているようです。

三 五者会議で独自に行つたアンケートについて

五者会議では、サークル・クラブ対象と一

■規程案アンケート集計

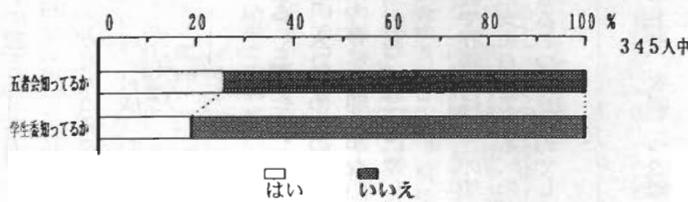
95年 2/24

★問1・問3

あなたは五者会議を知っていますか?
(全体に対する%)
あなたは学生委員会を知っていますか?
(全体に対する%)

	はい	いいえ	他	合計人数
あなたは五者会議を知っていますか?	89	256		345
(全体に対する%)	25.79%	74.20%		

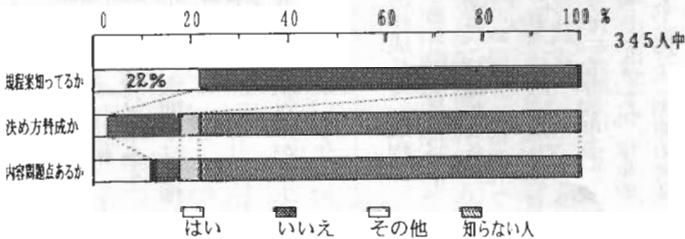
	はい	いいえ	他	合計人数
あなたは学生委員会を知っていますか?	66	279		345
(全体に対する%)	19.13%	80.86%		



★問5・問7・問8

学生生活に関する規程案を知っていますか?
(全体に対する%)
あなたは規程案の決め方に賛成ですか?
(全体に対する%)
(知ってる人の中の%)
規程案の内容で問題があると思いますか?
(全体に対する%)
(知ってる人の中の%)

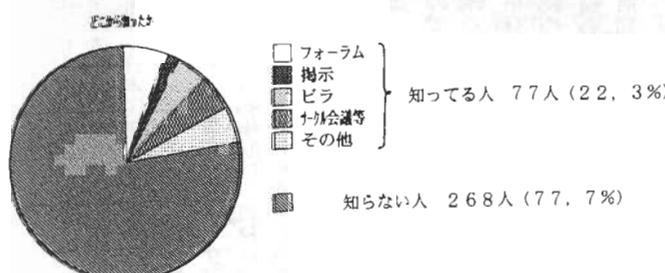
	はい	いいえ	他	合計人数
学生生活に関する規程案を知っていますか?	77	268		345
(全体に対する%)	22.31%	77.68%		
あなたは規程案の決め方に賛成ですか?	12	52	13	77
(全体に対する%)	3.47%	15.07%	3.76%	
(知ってる人の中の%)	15.58%	67.53%	16.88%	
規程案の内容で問題があると思いますか?	42	21	14	77
(全体に対する%)	12.17%	6.08%	4.05%	
(知ってる人の中の%)	54.54%	27.27%	18.18%	



★問6

どこで規程案を知りましたか?
(複数回答)
(全体に対する%)
(知ってる人の中の%)

項目	フォーム	掲示	ピラ	サークル	他	合計
しましたか?	27	7	19	21	20	94
(全体に対する%)	5.41%	1.66%	4.51%	4.98%	4.75%	



般学生対象に二つの独自アンケートを行いました。

サークル員に対してのものは、学生委員会

側の「規程(案)」についての資料と、五者独自資料とで周知を加えた上で、「規程(案)」の制定方法と条文内容の是非を問うのが主目的です。

一般学生に対してのものは、学生委員会が高次に民主的ルールに立脚した方法論で周知した「規程(案)」の周知率を確認するのが、主目的です。

そのアンケートの内容は次のとおりです。

あなたは五者会議を知っていますか?
(はい/いいえ)

サークル練習委員会を知っていますか?
(はい/いいえ)

学生委員会を知っていますか?
(はい/いいえ)

学生委員会の構成員に学生が入っていると思いますか?
(はい/いいえ)

「学生生活に関する規定案」をしていますか?
(はい/いいえ)

6	あなたはどうやって「規定案」を知りましたか？（広大フォーラム／掲示／ビラ／サークル団体等の会議等／その他）
7	あなたは「規定案」の決め方に賛成ですか？（はい／いいえ）
8	「規定案」の内容で問題点があると思いますか？（はい／いいえ）
9	8で「はい」と答えた方は問題点を出してください。
10	「規定案」によってサークル活動が制限されていると思いますか？（はい／いいえ）
11	10で「はい」と答えた方は制限される内容を書いてください。
12	サークル・クラブ内で「規定案」について話し合う事がありますか？（はい／いいえ）
13	今後、この「規定案」についてどのように対応すべきとおもいますか？

註 「規定案」は、「規程案」の誤りでし

10	一般学生に対して行つたものは、2、4、9、10、11、12、13の項目をカットしています。
11	資料のアンケート結果表とグラフをご覧ください。ここでは、一般学生に対して行つたアンケート結果を公表します。協力して下さった皆さん、どうも有難う御座いました。この場を借りて御礼申しあげます（と言つても、これを読まれる方は少ないとは思うのですが……）。
12	アンケート結果から分かることとして、いくつか列挙します。
13	(1)過半数の人が規程案を「知らない」ことがハッキリしました。具体的には七四%の人 が「知らない」と答えました。 (2)しかも「広大フォーラムや掲示から知った」

四 広島大学学生生活に関する規程(案)の制定についての見解

「広島大学学生生活に関する規程(案)」の制定に際してとる西条五会議及び大学祭実行委員会の態度は次のとおりです。

①	五者は制定される規程を無視すること。規程に違反することによるいかなる罰則、規程運用上の不利益も甘受しないこと。
②	「各論に対しても問題がない」ことで、「全学的な同意がとれた」とみなすことを絶対に認めないこと。
③	今後、「制定主体—大学、規制対象—学生」の形で制定される改正規程、細則等は同様に無視すること。
④	また、その理由は次のとおりです。

- ① 制定主体が大学当局、規制対象が学生という規則を認めないというのが、学生自治の原則論であります。
- ② つまり、学生委員会の作成した「規定案」が「学生の自主性に支えられている」のだと強弁して、成立させるおつもりなのでしょうか？
- ③ これでも学生委員会や評議会は、この規程案が「学生の自主性に支えられている」のだと周知しており、「内容に問題点がない」と考えている人（二七%）の二倍に達しています。
- ④ 「内容に問題点がある」と考えている人は、規程案を「知つてゐる」人たちの中の五四%にのぼっており、「内容に問題点がない」と思っている人（二七%）の二倍に達しています。
- ⑤ それでも学生委員会や評議会は、この規程案が「学生の自主性に支えられている」のだと強弁して、成立させるおつもりなのでしょうか？
- ⑥ ①の前提にたつての「全学説明会」要求でしたが、それが拒否されました。学生委員会は、広大フォーラム、掲示、国憲の授業で周知し、学生に意見を求めたなどといふ誤魔化しに終始しました。
- ⑦ 「各論（条文内容）への反論がなかつた」というのは、学生委員会の周知能力、意見聴取能力の欠如を示すものでしかありません。事実、ほとんどの学生が知らないうちにこの規程が制定されようとしているのは、アンケート結果で示したとおりです。
- ⑧ 条文内容についての問題です。

「規定案」の第五条から第八条までは、五者会議の構成団体ならびに大学祭実行委員会の活動にも関わる部分であり、その内容が活動を直接規制する内容であり、もしくは細則規程運用の段階で規制となるおそれがある内容のことです。

とくに第七条については、今後、サークル・クラブ活動を通常に行うかぎり、規程に違反するサーカル・クラブが必ず出てくると予想されます。

(4) (1) ならびに(3)に関連して、広大フォーラム記事で、学生委員会はよく日本国憲法を引用していますが、日本国憲法は、義務法、制度法であると同時に、権利の章典という特徴があります。しかし、「広島大学学生生活に関する規程案」は、権利規制法、義務法でしかありません。また、学生委員会のいう「民主的」とは、狭義の民主主義（狭義の大學生自治・教授会自治）であつて、学生を含む廣義の民主主義（学生自治を含した大学自治）ではないのです。

サークルひいては学生自治団体である私たちにとって、自身の自治の在り方を否定するような手法を認めるわけにはいきません。

(5) 学生委員会は、「このルール＝規程」は、構成員の自発性に支えられるような内容のものでなければならぬ」と言っています。その意味から言って、この「規定案」はすでに死んでいます。まずは、この「規定案」の内容を大部分の構成員が知りません。知らない人が、規程を遵守すべく自発性を發揮するわけがありません。また、知つている人が、この権利規制の規程を遵守すべく自発性を發揮するでしょう。少なくとも、大学構成員のうちで、この規程制定を積極的に推進しようとしているのは、大学側の人間だけです。

しかし、この規程の対象は学生であり、その学生が自発性を持ち得ない以上、学生委員会の展開する理論から言って、「死んでいる」のです。このような規程を丁重に扱う理屈はありません。